

関係市町村からの要望書等について（追加）

(1) 下妻市，常総市，坂東市，八千代町

平成30年 7月27日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

下妻市長 菊池 博



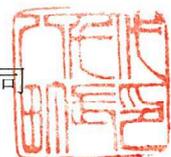
常総市長 神達 岳志



坂東市長 木村 敏文



八千代町長 大久保 司



茨城県保健所再編に係る要望について

日頃より，常総保健所管内の地域保健事業にご尽力並びにご協力をいただいておりますことに，厚くお礼申し上げます。

さて，茨城県におかれましては，地域保健医療の拠点として感染症対策や大規模災害時における健康危機管理の司令塔である保健所につきまして，小規模保健所では適切な対応ができないということで，茨城県保健所再編検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置し，今後の在り方につきまして検討しているとのことです。第2回懇話会の資料によりますと，常総保健所は廃止され，管内の構成市町である下妻市及び八千代町は筑西保健所へ，坂東市は古河保健所へ，常総市はつくば保健所へと分割統合する再編案が示されているところでございます。

この案のとおり常総保健所が廃止になりますと，管内住民の申請窓口が遠方になり住民のサービス低下につながることや，これまで密接な関係であった市民団体における組織の見直しが余儀なくされるなどの問題が生じます。

このようなことから，常総保健所管内の関係市町といたしまして，下記のことを要望いたしますので，特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 保健所の再編成を進める場合には，住民や市民団体への周知を十分に行うこと。
- 2 住民サービスの低下を招かないよう，各種相談や申請受付を行う窓口を設置すること。
- 3 再編後の各保健所管内の住民の利便性を考慮し，再編後の保健所の位置についても検討されたい。

(2) 常陸大宮薬剤師会, 常陸太田薬剤師会

常陸大宮保健所の存続を望む嘆願書

茨城県知事 大井川和彦 様

常陸大宮薬剤師会は、那珂市、常陸大宮市、久慈郡大子町に、常陸太田薬剤師会は常陸太田市に所在する薬局等で、調剤に従事する薬剤師が中心となって組織する団体であり、ともに常陸大宮保健所管内の団体です。このため、会員等は、薬局等に関する届け出書類の提出はもちろんのこと薬事に関する相談など、常陸大宮保健所を訪問する機会が頻回にあります。また、市民を対象とした『お薬相談所』などの開設の際には、薬物乱用防止の啓発資材のみならず、テント内で使用するテーブルや椅子などの備品を常陸大宮保健所から借用することで、潤滑な活動が出来ており、地域の皆様の保健衛生の充実・確保にも寄与しているものと考えております。

私たちの地域では個人経営の薬局が多く、薬剤師の人数も少ないことから保健所に出向く際も、お客様の少ないお昼の時間帯に薬局を閉めて、可能な限り短時間で済むように努力しております。管轄する保健所が遠方となり、今まで以上に外出時間が長引くようでは、患者様を始め地域の皆様方に不自由とご迷惑をかけることとなります。このようなことから保健所が常陸大宮のこの地にあるということは、私たちにとって、非常に重要であると考えております。

この度検討されている保健所の再編案では、常陸大宮保健所は廃止、ひたちなか保健所に統合され、常陸大宮保健所管内に相談窓口などの一部機能を設置することが検討されています。しかしこれでは、今まで通りにいかないことは確かであると思えます。

これまで通りに地域医療・介護・公衆衛生に支障なく、私たちの業務が継続し、地域住民の健康が保持されるようお願い頂き、常陸大宮保健所が今まで通りに存続することをお願い申し上げます。

平成30年8月2日

常陸大宮市上小瀬 1425 おせ薬局内

常陸大宮薬剤師会 会長 鈴木 康生



常陸太田市栄町 2474 日座薬局内

常陸太田薬剤師会 会長 日座 崇



(3) 坂東市議会

茨城県保健所再編に関する意見書

茨城県では、地域保健医療の拠点であり感染症対策や大規模災害時における健康危機管理の司令塔である保健所について、小規模保健所では適切な対応ができないなどの理由から、茨城県保健所再編検討懇話会を設置し、保健所の再編計画を推し進めています。第2回懇話会で示された具体的な再編案では、常総保健所は、周辺の3つの保健所に分割統合する案でありました。

この案のとおりにより再編が実施された場合、大規模な食中毒、感染症、災害等が発生した際に迅速で十分な対応が可能なか危惧されます。また、保健所で所管している行政サービス及び許認可に係る各種相談や申請についても、住民や事業者はこれまで以上の負担を強いられることになり、住民サービスが低下することは明らかであります。また、管内の各種事業者等の団体の組織を見直さざるを得なくなることも懸念され、長年にわたって培われてきた密接な関係に混乱を招くことは必至であります。さらには、坂東市には数多くの食品加工工場が存在し首都圏へ供給していることから、保健所の適正な指導・監督等が不可欠であります。このようなことから、この再編案は到底受け入れられるものではありません。

第3回懇話会では、再編時期を見直し、懇話会の開催回数を増やすことが決定されていますが、管内住民の理解が得られる代替案等は示されておられません。

以上のことから、茨城県保健所再編について下記のことを要望いたします。

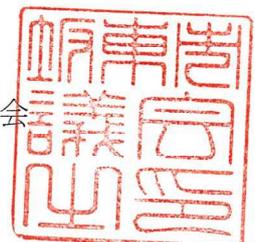
記

- 1 保健所の再編を進める場合には、住民や関係団体の意見を十分に聴取し、理解を得られる内容で実施すること。
- 2 再編前と同等の住民サービスを維持することを大前提として、再編後の保健所の位置や所管する事務事業の遂行方法を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月18日

坂東市議会



茨城県知事 大井川 和彦 様

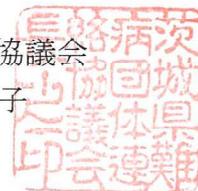
(4) 茨城県難病団体連絡協議会

茨難連 第30—11号

平成30年9月20日

茨城県知事 大井川 和彦 様

茨城県難病団体連絡協議会
会長 原 喜美子



要 望 書

茨城県難病団体連絡協議会の活動につきましては、日頃からの特別な配慮、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、茨城県では保健所再検討懇話会を設置し、常陸大宮、鉾田、常総の3保健所を廃止し、近隣保健所に統合する案が検討されていますが、本協議会は以下のような住民サービス低下を伴う保健所の統廃合について中止を要望いたします。特段のご配慮を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

1. 医療費助成に関わる相談・申請が困難となる

難病患者の医療費助成申請手続きは毎年必要であり、統廃合された場合、保健所までの所要時間が公共交通機関を利用した場合、2時間を超える地域がでてしまいます。さらに帰宅までとなれば保健所に赴いての手続きは困難と言えます。体力的にも配慮されるべき難病患者が命の糧とも言える医療費助成の相談・手続きが困難となる統廃合は容認できません。

2. 災害時の難病患者の避難・救護がより困難となる

2011年3月、東日本大震災において難病患者は命の危機に晒されました。頻発する地震や風水害による各地での被害状況が連日報道されています。自然災害はさらに増え、大型化することが懸念されます。緊急時の難病患者の避難・救護・支援体制における保健所の役割は重要です。保健所統廃合により保健所が遠くなると要支援者への保健所の対応はさらに困難となります。

3. 難病情報の提供機会が減り利便性が損なわれる

保健所における難病に関わる情報（医療講演会・相談会）提供の機会が身近な場所で得られにくくなります。難病に関わる情報は難病患者にとって生活の質の向上に繋がる重要な機会です。保健所統廃合により保健所の情報提供機会は低下します。

(5) 那珂市議会

保健所再編についての意見書

茨城県は、保健所の再編計画として、二次保健医療圏域が保健所の管轄区域と一致させるべきと考える国の指針に配慮し、保健所の再編計画を示したものと察するところであります。

今回、県が進めようとする二次保健医療圏域（常陸太田・ひたちなか保健医療圏）に属する自治体は、海岸線に接するひたちなか市から東海村、那珂市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町までを圏域とする遠距離、広大な医療圏であります。

二次保健医療圏は、地理的条件、日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院および診療所における入院に係る医療を提供する体制の確保を図る区域であります。

保健所の業務は、地域保健法において地域保健対策の専門的、技術的、広域的拠点として位置づけられており、食品、環境、薬事衛生に関する営業許可や、病院、薬局等の監視指導、また感染症の予防、健康づくりや生活習慣病の予防、介護保険の医療系事業所への指導、難病等患者への支援等を担う重要な行政機関であります。

那珂市は、常陸大宮保健所が管轄する県北西部の常陸太田市、常陸大宮市、大子町とともに、JR水郡線や国道349号、国道118号を主要交通網としており、水戸市ともつながりが深い地域であります。

また、水戸市が中核市に移行し、市独自で保健所設置となれば、二次保健医療圏域設定も含めて十分な検討をすべきであると考えます。

つきましては、保健所再編に関しては、当面、常陸大宮保健所を現機能での存続を求めたうえ、下記のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 交通事情や住民の生活圏の実態を踏まえた、二次保健医療圏域設定の見直しを検討すること。
- 2 ひたちなか保健所と常陸大宮保健所を統合するにあたっては、地理的条件を考慮した、圏域中央に位置する常陸大宮保健所にひたちなか保健所を統合させる再編案も示し比較検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

茨城県那珂市議会

